表十五新潟高度情報専門学校工業専門課程高度情報科学科の項中「平成二十五年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 新潟高度情報専門学校工業専門課程情報工学科 | 平成二十六年四月一日 |

表二十長野医療技術専門学校医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 長野県須坂看護専門学校医療専門課程看護学科（3年課程）（4年制） | 平成三十年三月一日 |

表二十二専門学校白寿医療学院医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 専門学校中央医療健康大学校医療専門課程理学療法学科 | 平成二十六年四月一日 |

表二十二東海リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十三公務員・保育・介護・ビジネス専門学校教育・社会福祉専門課程社会福祉学科Ⅰの項中「平成二十三年四月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表ＨＡＬ名古屋デジタル専門課程高度情報セキュリティ学科の項中「平成二十二年四月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表ＨＡＬ名古屋デジタル専門課程ミュージック学科（4年制）の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 保育・介護・ビジネス名古屋専門学校教育・社会福祉専門課程社会福祉学科Ⅰ | 平成二十六年四月一日 |

表二十七ＥＣＣコンピュータ専門学校工業専門課程高度情報処理研究学科の項の前に次のように加える。

| | |
|---|---|
| ＥＣＣ国際外語専門学校語学ビジネス専門課程こども教育研究学科 | 平成二十七年三月一日 |

表二十七医療法人高寿会近畿リハビリテーション学院医療専門課程第二理学療法学科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表大阪医療技術学園専門学校医療専門課程言語聴覚士学科の項中「平成二十二年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表大阪医療技術学園専門学校医療専門課程鍼灸健康美容学科の項中「平成二十四年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十八平成リハビリテーション専門学校医療専門課程作業療法学科（昼間部）の項中「平成リハビリテーション専門学校医療専門課程作業療法学科（昼間部）」を「平成リハビリテーション専門学校医療専門課程作業療法学科（4年制・昼間部）」に改め、同項中「平成二十二年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表平成リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（夜間部）の項中「平成リハビリテーション専門学校医療専門課程作業療法学科（夜間部）」を「平成リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（4年制・夜間部）」に改め、同項中「平成二十二年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表平成リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（昼間部）の項中「平成リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（4年制・昼間部）」に改め、同項中「平成二十二年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表平成リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（夜間部）の項中「平成リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（夜間部）」を「平成リハビリテーション専門学校医療専門課程理学療法学科（4年制・夜間部）」に改め、同項中「平成二十二年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表三十二山陰中央専門大学校工業専門課程自動車整備学科1級自動車整備士コースの項中「平成二十三年四月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 山陰中央専門大学校工業専門課程自動車総合学科1級自動車整備士コース | 平成二十六年四月一日 |

表三十三専門学校岡山自動車大学校工業専門課程一級自動車整備科の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 専門学校倉敷リハビリテーション学院医療専門課程作業療法学科 | 平成二十六年四月一日 |
| 専門学校倉敷リハビリテーション学院医療専門課程理学療法学科（4年制） | 平成二十六年四月一日 |

表三十三専門学校福嶋リハビリテーション学院医療専門課程作業療法学科の項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専門学校福嶋リハビリテーション学院医療専門課程理学療法学科の項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表三十六専門学校穴吹コンピュータカレッジ工業専門課程大学併修高度情報学科の項中「平成二十三年四月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表三十九福岡天神医療リハビリ専門学校医療専門課程作業療法学科（昼間部）の項中「福岡天神医療リハビリ専門学校医療専門課程作業療法学科（昼間部）」を「福岡天神医療リハビリ専門学校医療専門課程作業療法学科（4年制・昼間部）」に改め、同表福岡天神医療リハビリ専門学校医療専門課程理学療法学科（昼間部）の項中「福岡天神医療リハビリ専門学校医療専門課程理学療法学科（昼間部）」を「福岡天神医療リハビリ専門学校医療専門課程理学療法学科（4年制・昼間部）」に改め、同項中「平成二十一年四月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

**○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省　告示第一号**

独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第一項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構から認可申請のあった利根導水路大規模地震対策事業に関する事業実施計画を認可したので、同条第五項の規定に基づき、この旨を次のとおり公示する。

平成二十七年二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

一　事業の名称

利根導水路大規模地震対策事業

二　工事施行位置

| 施設の名称 | 施設の位置 |
|---|---|
| (一)　利根大堰 | 群馬県邑楽郡千代田町上中森地先 |
| | 左岸　埼玉県行田市須加地先 |
| | 右岸 |